

改正

平成22年 5月21日告示第50号

平成26年 3月27日告示第19号

平成27年11月13日告示第98号

平成29年 8月21日告示第79号

鳥羽市建設工事等指名停止措置要領

(目的)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第17条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定、平成26年9月30日一部変更）第2の3(4)に則り、有資格業者の指名停止について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）並びに維持業務委託並びに測量、設計、調査及び工事監理に係る業務委託（以下「業務委託」という。）をいう。
- (2) 有資格業者 鳥羽市契約規則（平成26年規則第1号）第3条第2項の規定に基づき、鳥羽市入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録された者をいう。
- (3) 市発注工事 鳥羽市が発注する建設工事等をいう。
- (4) 一般工事 鳥羽市内で施工される市発注工事以外の建設工事等（民間の建設工事等を含む。）をいう。
- (5) 役員等
 - ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。
 - イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。
 - ウ 個人にあつては、その者及び支配人をいう。
- (6) 使用人 役員等以外の職員をいう。
- (7) 指名停止 有資格業者が、別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当する場合に、別表各号に定めるところにより、期間を定め市発注工事の入札参加資格（指名）を停止する措置をいう。
- (8) 公共機関等の職員 刑法（明治40年法律第45号）第7条第1項に規定する国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他職員をいう。なお、特別法上公務員とみなされる場合を含む。更に私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の私人を含む。
- (9) 下請負人 建設工事等のうち、建設工事においては建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいい、業務委託においては、受注者が業務の履行に当たって再委託する者をいう。
- (10) 短期 別表各号に掲げる措置要件ごとに定める措置期間のそれぞれ最も短いものをいう。
- (11) 長期 別表各号に掲げる措置要件ごとに定める措置期間のそれぞれ最も長いものをいう。

(指名停止の決定機関)

第3条 市発注工事の施工（業務委託の履行を含む。以下同じ。）に係る指名停止の決定は、市長が鳥羽市建設工事等入札参加資格審査会に諮り行う。

(指名停止)

第4条 市長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。ただし、指名停止の期間は、3年を超えることはできない。

2 市長が前項の規定により指名停止を行ったときは、市発注工事の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者又は当該指名停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者等を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 市長が第1項の規定により指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者等が市発注工事の契約につき落札決定を受け、契約が締結されていない場合においては、当該落札決定を取り消すことができる。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第5条 市長は、第4条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止の起因となる事由について責を負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、第4条第1項の規定により有資格業者である共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の各構成員（明らかに当該指名停止の起因となる事由について責を負わないと認められる構成員を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、第4条第1項又は第5条第1項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む有資格業者である共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。なお、本項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したことにより行うものではないので、第6条第2項に基づく加重措置の対象としない。

4 市長は、有資格業者ではない共同企業体が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、第2項の規定に準じて、当該共同企業体の各構成員（明らかに当該指名停止の起因となる事由について責を負わないと認められる構成員を除く。）について、情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第6条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期（別表第2第7号のうち措置期間を固定している措置要件に該当することとなったときは当該措置期間）の2倍（別表第2第2号(3)又は第3号(4)の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。ただし、有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、本項の規定に基づく加重措置の対象としない。なお、下請負人又は共同企業体の構成員について本項の規定に基づく加重措置を講じるときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができる。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号、第2号から第3号まで又は第7号の措置要件に係る指名停止の期間満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第2第1号、第2号から第3号まで又は第7号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期（別表2第7号のうち措置期間を固定している措置要件に該当することとなったときは当該措置期間）を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第7条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

7 指名停止の期間を算定するにあたり1か月未満の端数が生じる場合は、その端数は切り上げるものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第7条 市長は、第4条第1項の規定により指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(別表第2第2号(3)又は第3号(4)の措置案件に該当することとなったときは2.5倍)の期間とする。なお、第6条第2項の規定の対象となり、かつ、次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、第6条第2項を適用した後に、それぞれ別表各号に定める短期(別表第2第2号(3)又は第3号(4)の措置案件に該当することとなったときはそれぞれ当該各号に定める短期を1.5倍した期間)を加えた期間とする。

(1) 市発注工事の入札において、有資格業者が、鳥羽市談合情報対応マニュアルに基づく誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号又は第3号に該当したとき。

(2) 別表第2第2号又は第3号に該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害(刑法第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者(独占禁止法第7条の2第8項の各号に該当する者をいう。)であることが明らかになったとき。(前号に掲げる場合を除く。)

(3) 別表第2第2号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。)

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号。以下、「入札談合等関与行為防止法」という。)第3条第4項の規定に基づく市による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき(第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。)

(5) 市職員又は他の公共機関等の職員が、公契約関係競売等妨害、談合又は入札談合等関与行為防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。)(事案の報告等)

第8条 市発注工事を発注する担当課長は、所掌する市発注工事について指名停止を要すると認められる事案が発生したとき、又は指名停止の期間を変更し、若しくは指名停止を解除する必要が認められるときは、建設工事等指名停止事案発生報告書(様式第1号)に意見を付して市長に報告するものとする。

(指名停止の通知)

第9条 市長は第4条第1項若しくは第5条各項の規定により指名停止を行い、第6条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第6条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なくそれぞれ指名停止通知書(様式第2号)、指名停止期間変更通知書(様式第3号)又は指名停止解除通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(指名停止の期間の始期)

第10条 指名停止の期間の始期は、指名停止の決定があった日の翌日とする。

(随意契約の相手方の制限)

第11条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

(災害時等の相手方の決定の特例)

第12条 市発注工事を随意契約により発注しようとする場合において、当該随意契約の理由が次の各号に該当し、あらかじめ市長の承認を受けたときは、前条の規定にかかわらず、指名停止の期間中の有資格業者と契約を締結することができる。

(1) 災害時の応急工事で、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当し、他の者に施工させ難いと認められるとき。

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第6号又は第7号に該当し、他の者に施工させ難いと認められるとき。

(下請負等の禁止)

第13条 指名停止の期間中の有資格業者は、市発注工事の下請負人となることができないものとする。ただし、当該有資格業者が、指名停止の期間の始期前に契約締結したものについてはこの限りでない。

2 有資格業者が、指名停止の決定の日又は指名停止期間中に入札参加資格者名簿から抹消された場合は、当該指名停止の期間の満了する日までは市発注工事の下請負人となることができないものとする。ただし、当該業者が、指名停止の期間の始期前に契約締結したものについてはこの限りでない。

(指名停止業者が合併等をした場合の指名停止の効果)

第14条 指名停止の期間中の有資格業者の業務が、合併、営業譲渡等により他の有資格業者に受け継がれたときは、指名停止の効果は、業務を受け継いだ有資格業者に継承されるものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第15条 市長は、指名停止に至らない事由において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、警告(注意)書(様式第5号)による書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の公表)

第16条 市長は、第4条第1項の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該有資格業者名等を公表するものとする。

(準用規定)

第17条 製造の請負、物品購入、その他の業務委託等については、この要領を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年9月1日から施行する。
(鳥羽市条件付き一般競争入札実施要綱の一部改正)
- 2 鳥羽市条件付き一般競争入札実施要綱(平成19年告示第68号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則(平成22年5月21日告示第50号抄)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日告示第19号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年11月13日告示第98号)

この要領は、公示の日から施行する。

附 則(平成29年8月21日告示第79号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日に指名停止の終期が到来していない者について、当該指名停止を決定した時点に遡りこの要領を適用した場合に指名停止の期間が短縮される者についてはこの要領の施行の日に指名停止の期間を変更する、又は解除することとする。
- 3 この要領の施行の日までに指名停止を決定していない者については、この要領を適用するものとする。

別表第1（第4条、第6条及び第7条関係）

鳥羽市内で生じた事故等による措置基準

措置要件	措置期間
(虚偽記載) 1 市発注工事の競争入札にかかる、申請書、届出書、資格確認資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上6か月以内
(過失による粗雑工事) 2 市発注工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。 3 一般工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	1か月以上12か月以内 1か月以上6か月以内
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上6か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。 6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1か月以上4か月以内 1か月以上2か月以内

【備考】

- 1 一般工事における過失による粗雑工事の瑕疵の重大性の判断基準(第3号)
一般工事における過失による粗雑工事について、瑕疵が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。
- 2 事故に基づく措置の判断基準(第5号から第8号まで)
公衆損害事故又は工事関係者事故が次の(1)又は(2)に該当する事由により生じた場合は、原則として、指名停止は行わない。
(1) 事故の原因が作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる場合(公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等)
(2) 事故の原因が第三者の行為により生じたものであると認められる場合(適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等)
- 3 市発注工事における安全管理措置の不適切の判断基準(第5号及び第7号)
市発注工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として、(1)の場合とする。ただし、(2)によるものが適当である場合には、これによることができる。
(1) 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となった場合
(2) 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合
- 4 一般工事における事故における安全管理措置の不適切の判断基準(第6号及び第8号)
一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

別表第2（第4条、第6条及び第7条関係）

不正行為等による措置基準

措置要件	措置期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格業者の役員等又は使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市職員に対する贈賄の場合</p> <p>(2) 県内に所在する他の公共機関等の職員に対する贈賄の場合</p> <p>(3) 県外に所在する他の公共機関等の職員に対する贈賄の場合</p>	<p>4か月以上24か月以内</p> <p>3か月以上18か月以内</p> <p>3か月以上12か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市発注工事における独占禁止法第3条又は第8条第1号違反の場合((3)に該当する場合を除く。)</p> <p>(2) (1)及び(3)以外における独占禁止法第3条又は第8条第1号違反の場合</p> <p>(3) 重大な独占禁止法違反案件における独占禁止法第3条又は第8条第1号の場合</p>	<p>3か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上9か月以内</p> <p>6か月以上36か月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>3 有資格業者の役員等又は使用人が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市発注工事における公契約関係競売等妨害又は談合の場合((4)に該当する場合を除く。)</p> <p>(2) 県内に所在する他の公共機関等の職員が締結する調達契約案件における公契約関係競売等妨害又は談合の場合</p> <p>(3) 県外に所在する他の公共機関等の職員が締結する調達契約案件における公契約関係競売等妨害又は談合の場合</p> <p>(4) 重大な公契約関係競売等妨害又は談合の場合</p>	<p>4か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p> <p>6か月以上36か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>4 建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市発注工事における建設業法違反の場合</p> <p>(2) 市発注工事以外における建設業法違反の場合</p>	<p>2か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45条)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方と不相当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>7 次の(1)から(6)のいずれかに該当するものとして関係行政機関から通報があり、又は次の(7)から(11)のいずれかに該当し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>次の(1)から(6)の措置期間については指名停止の期間の始期から当該の期間を経過し、契約の相手方として適当と認められる状態となるまで。</p>

(1) 有資格業者の役員等が、鳥羽市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(以下「暴排要綱」という。)第2条第9号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団員等」という)であると認められるとき。	24か月
(2) 有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴排要綱第2条第8項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の威力又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。	12か月
(3) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等若しくは暴排要綱第2条第10号に規定する暴力団関係法人等(以下「暴力団関係法人等」という。)に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	9か月
(4) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。	6か月
(5) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	3か月
(6) 有資格業者の役員等が、暴力団員等又は暴力団関係法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき	6か月
(7) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくはその使用人が、業務に関し、暴力行為を行ったと認められるとき。	1か月以上12か月以内
(8) 有資格業者が市発注工事の契約を履行するに当たり、暴排要綱別表第1に掲げる一に該当する者と知りながらその者を下請負人又は再受託者としていたとき。	3か月以上6か月以内
(9) 有資格業者が市発注工事の契約を履行するに当たり、暴排要綱別表第2に規定する資材会社等又はその役員等が暴排要綱別表第1に掲げる一に該当する者と認められると知りながらその者から資材を購入し、又は施設若しくは産業廃棄物処理業者を使用したとき。	3か月以上6か月以内
(10) 有資格業者が、市発注工事の契約を履行するに当たり、市長が暴排要綱第5条第4項又は第6条第4項の規定に基づき、当該有資格業者に対し、又は当該有資格業者を通じて暴排要綱第2条第5号に規定する下請負人等又は資材会社等との契約の解除を求めたのにもかかわらず、当該有資格業者がこの要求に従わなかったとき。	3か月以上6か月以内
(11) 有資格業者が、市発注工事にし、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。	1か月

【備考】

- 1 「業務」について(第2号、第5号及び第7号)
「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。
- 2 独占禁止法違反行為(第2号)
 - (1) 独占禁止法に違反した場合は、次のアからオまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行う。
 - ア 排除措置命令
 - イ 課徴金納付命令
 - ウ 刑事告発
 - エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕
 - オ その他、公正取引委員会より違反事業者として公表されるなど独占禁止法違反の事実を確認したとき
 - (2) 独占禁止法違反行為の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度が適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において指名停止の期間が別表第2第2号に規定する期間の短期を下

回る場合においては、第6条第3項の規定を適用するものとする。

3 建設業法違反行為（第4号）

建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるのは、原則として、次の場合をいう。

(1) 有資格業者若しくは有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

(2) 建設業法の規定に違反し、許可行政庁から監督処分を受けた場合

4 不正又は不誠実な行為（第5号）

業務に関する「不正又は不誠実な行為」とは、原則として、次の場合をいうものとする。

(1) 有資格業者若しくは有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

(2) 市発注工事に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

5 「暴力行為」について（第7号(7)）

「暴力行為」とは、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、業務に関し暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)第1条違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいう。

第 年 月 号
日

鳥羽市長 様

課 長

建設工事等指名停止事案発生報告書

商号又は名称	
代表者氏名	
所在地	
工事名	
工事箇所	
発生年月日	
発生場所	
事案の内容	
所属長意見	

第 年 月 日 号

商号又は名称
代表者氏名 様

鳥羽市長

指名停止通知書

下記のとおり鳥羽市建設工事等指名停止措置要領に基づき指名停止を行う決定をしたので通知します。

今後は再度かかる事態が生ずることがないように十分注意してください。

なお、指名停止の期間中は、鳥羽市が発注する案件において下請負又は再受託もできませんので、念のため申し添えます。

記

1 指名停止の理由

2 指名停止の期間

3 その他

当該指名停止にかかる理由の状況に変化が生じた場合には、速やかに報告して下さい。【※必要な場合】

第 年 月 日 号

商号又は名称
代表者氏名 様

鳥羽市長

指名停止期間変更通知書

年 月 日付け 第 号で鳥羽市建設工事等指名停止措置要領に基づき指名停止を通知したところですが、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

- 1 変更の理由
- 2 従前の指名停止の期間
- 3 変更後の指名停止の期間
- 4 変更決定年月日

第 年 月 日 号

商号又は名称
代表者氏名 様

鳥羽市長

指名停止解除通知書

年 月 日付け 第 号で鳥羽市建設工事等指名停止措置要領に基づき指名停止を通知したところですが、下記のとおり指名停止を解除したので通知します。

記

- 1 解除の理由
- 2 解除年月日

第 年 月 日 号

商号又は名称
代表者氏名 様

鳥羽市長

警告(注意)書

年 月 日に（事実を簡明に記載）が発生したところであり
ますが、今後は再度かかる事態が生ずることがないように、鳥羽市建設工
事等指名停止措置要領に基づき警告（注意）します。